

平成29年10月11日

公告

次のとおり建築工事に関わる条件付き一般競争入札を実施します。

社会福祉法人 香楓会
理事長 関野 壽生

記

1、入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 建築主 | 社会福祉法人 香楓会
東京都町田市小野路町1416 |
| (2) 工事名称 | (仮称) 相模原市上矢部一丁目認可保育所新築工事 (内装ほか) |
| (3) 工事場所 | 神奈川県相模原市中央区上矢部一丁目468-7 |
| (4) 工事概要 | ア 主な工事 内装工事 (建築、電気、設備) および園庭仕上工事
イ 構造・構造 鉄骨造、地上2階建て
ウ 延床面積 429.90㎡ |
| (5) 予定工期 | 契約日から平成30年2月28日まで |
| (6) 入札方法 | 条件付き一般競争入札 |

2、入札参加資格

本工事の入札に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 単独企業であり、共同企業体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者。
- (3) 建設業法第3条に基づく建築工事に係る建設業の許可を受け、かつ同法第28条による営業停止処分を受けていない者。
- (4) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項、第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。又は参加する者の支店もしくは営業所の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく平成29・30年度競争入札参加資格者として認定されていること。
- (8) 入札日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者。
- (9) 入札日前1年間に手形交換所規則による不渡り報告に掲載されていない者。
- (10) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
- (11) 民事再生法 (平成11年法律第225号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
- (12) 建設業法第26条に規定する技術者を施工現場に配置できる者。
- (13) 相模原市契約規則第3条の3第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に記載された者で格付け等級が「A」の者。

8、入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 かえで保育園（園敷地に駐車場あり）
 東京都町田市小山町775
 TEL 042-798-0511
- (2) 入札日時 平成29年11月7日（火）午後14時(時開厳守)

9、入札方法

- (1) 当日の入札の執行回数は2回を限度とする。参加者は押印した予備の「入札書」を持参すること。
- (2) 2回目の最低入札価格が予定価格に達しない場合、参加者と協議を行うものとする。
- (3) 入札額は指定の「入札書」を使用する。入札書の指定は図面説明会時に行う。
- (4) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 予定価格は公表しない。

10、落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低額が同額の場合は、くじ引きで決定する。

11、入札の中止・無効

- (1) 入札において参加者が2者に満たない場合は、入札を中止とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。
- ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札。
 - ・委任状を持参しない代理人のした入札。
 - ・不正行為により入札を行ったと認められる入札。
 - ・金額の記載が不明確で判読不可能な入札書、記名押印を欠く入札書、誤字、脱字等により意志表示が不明瞭な入札書などによる入札。
 - ・前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した者の入札。

12、契約について

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 なし
- (3) 支払条件 落札後、落札候補者と協議の上決定する。
- (4) 請負業者賠償責任保険 要加入

1 3、その他

- (1) 本公告に記載されていない事項については、相模原市の「社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備等の契約に関する指導実施要綱」（平成29年版）に従うものとする。

1 4、問い合わせ先

名称 : 社会福祉法人 香楓会
住所 : 町田市小野路町1416
担当 : 関野 壽生（理事長）または関野 鎮雄（園長）
TEL : 042-735-2314 FAX : 042-735-8822
E-mail : toshio_sekino@onoji.jp（関野 壽生）
info@onoji.jp（関野 鎮雄）

※メールにて問い合わせる場合は、上記ふたつの宛先に同時送信願います。